

中华人民共和国国家发展和改革委员会
中华人民共和国商务部
令
第 23 号

《外商投资准入特别管理措施(负面清单)(2024年版)》已经 2024 年 4 月 8 日国家发展和改革委员会第 10 次委务会议审议通过和商务部审签,并经党中央、国务院同意,现予发布,自 2024 年 11 月 1 日起施行。

国家发展和改革委员会主任:郑栅洁
商务部部长:王文涛
2024 年 9 月 6 日

外商投资准入特别管理措施 (负面清单)
(2024年版)

说明

一、《外商投资准入特别管理措施(负面清单)》(以下简称《外商投资准入负面清单》)统一列出股权要求、高管要求等外商投资准入方面的特别管理措施。《外商投资准入负面清单》之外的领域,按照内外资一致原则实施管理。境内外投资者统一适用《市场准入负面清单》的有关规定。

二、境外投资者不得作为个体工商户、个人独资企业投资人、农民专业合作社成员,从事投资经营活动。

三、外商投资企业在中国境内投资,应符合《外商投资准入负面清单》的有关规定。

四、有关主管部门在依法履行职责过程中,对境外投资者拟投资《外商投资准入负面清单》内领域,但不符合《外商投资准入负面清单》规定的,不予办理许可、企业登记注册等相关事项;涉及固定资产投资项目核准的,不予办理相关核准事项。投资有股权要求的领域,不得设立外商投资合伙企业。

中华人民共和国国家发展和改革委员会
中华人民共和国商务部
令
第 23 号

《外商投資参入特別管理措置 (ネガティブリスト) (2024 年版)》は、すでに 2024 年 4 月 8 日の国家発展改革委員会第 10 回委務会議の審議を通過し、商務部が審議・署名し、かつ中国共産党中央委員会・國務院の同意を受けたため、ここに公布し、2024 年 11 月 1 日より施行する。

国家発展改革委員会主任:郑栅洁
商务部部长:王文涛
2024 年 9 月 6 日

外商投資参入特別管理措置 (ネガティブリスト)
(2024 年版)

说明

一、《外商投資参入特別管理措置 (ネガティブリスト)》(以下《外商投資参入ネガティブリスト》)は、出資要求・高級管理人員要求などの外商投資参入方面における特別管理措置を統一的に列挙している。《外商投資参入ネガティブリスト》以外の分野は、内外資一致原則に基づき管理を実施する。国内外の投資家に《市場参入ネガティブリスト》の関連規定を統一的に適用する。

二、国外投資家は、個人事業主・個人独資企業の投資家・農民専門合作社メンバーとして、投資・経営活動に従事してはならない。

三、外商投資企業は、中国国内において投資する場合、《外商投資参入ネガティブリスト》の関連規定に合致していなければならない。

四、関連主管部門は、法に基づき職責を履行する過程において、国外投資家が行う予定の《外商投資参入ネガティブリスト》内の分野への投資が、《外商投資参入ネガティブリスト》の規定に合致しない場合について、許可・企業の登記登録などの関連事項を取り扱わない; 固定資産投資プロジェクトの批准に関わる場合、関連批准事項を取り扱わない。出資要求のある分野に

<p>五、经国务院有关主管部门审核并报国务院批准，特定外商投资可以不适用《外商投资准入负面清单》中相关领域的规定。</p> <p>六、从事《外商投资准入负面清单》禁止投资领域业务的境内企业到境外发行股份并上市交易的，应当经国家有关主管部门审核同意，境外投资者不得参与企业经营管理，其持股比例参照境外投资者境内证券投资管理有关规定执行。</p> <p>七、境内公司、企业或自然人以其在境外合法设立或控制的公司并购与其有关关联关系的境内公司，按照外商投资、境外投资、外汇管理等有关规定办理。</p> <p>八、《外商投资准入负面清单》中未列出的文化、金融等领域与行政审批、资质条件、国家安全等相关措施，按照现行规定执行。</p> <p>九、《内地与香港关于建立更紧密经贸关系的安排》及其后续协议、《内地与澳门关于建立更紧密经贸关系的安排》及其后续协议、《海峡两岸经济合作框架协议》及其后续协议、我国缔结或者参加的国际条约、协定对境外投资者准入待遇有更优惠规定的，可以按照相关规定执行。在自由贸易试验区等特殊经济区域对符合条件的投资者实施更优惠开放措施的，按照相关规定执行。</p> <p>十、《外商投资准入负面清单》由国家发展改革委、商务部会同有关部门负责解释。</p> <p>十一、2021年12月27日国家发展改革委、商务部发布的2021年版《外商投资准入负面清单》自2024年11月1日起废止。</p>	<p>投資する場合、外商投資パートナー企業を設立してはならない。</p> <p>五、国務院の関連主管部門の審査を経て、かつ国務院に報告して批准を受けた場合、特定の外商投資に「外商投資参入ネガティブリスト」内の関連分野の規定を適用しないことができる。</p> <p>六、「外商投資参入ネガティブリスト」の投資禁止分野・業務に従事する国内企業が国外において株式を発行し、上場して取引する場合、国家関連主管部門による審査・同意を受けなければならず、国外投資家は、企業の経営管理に参加してはならず、その出資比率は、国外投資家の国内証券投資管理関連規定に基づき執行する。</p> <p>七、国内の会社・企業あるいは自然人が国外で合法的に設立したあるいは支配する会社により、その関連関係を有する国内会社を合併・買収する場合、外商投資・国外投資・外貨管理などの関連規定に基づき行う。</p> <p>八、「外商投資参入ネガティブリスト」内に列挙されていない文化・金融などの分野の行政審査批准・資質条件・国家安全などに関わる措置は、現行の規定に基づき執行する。</p> <p>九、「中国本土・香港経済連携緊密化取決め」およびその後続協議・「中国本土・マカオ経済連携緊密化取決め」およびその後続協議・「兩岸経済協力枠組協議」およびその後続協議・我が国が締結あるいは参加している国際条約・協定に国外投資家の参入待遇に対してさらに優遇規定がある場合、関連規定に基づき執行することができる。自由貿易試験区などの特殊経済区域において条件に合致する投資家に対してさらに優遇的開放措置を実施している場合、関連規定に基づき執行する。</p> <p>十、「外商投資参入ネガティブリスト」は、国家發展改革委員会・商務部が関連部門と共同で解釈の責を負う。</p> <p>十一、2021年12月27日に国家發展改革委員会・商務部が公布した2021年版的「外商投資参入ネガティブリスト」は、2024年11月1日より廃止する。</p>
--	--

外商投資准入特別管理措施（負面清單）（2024年版）
外商投資參入特別管理措施（ネガティブリスト）（2024年版）

序号 (番号)	特別管理措施	特別管理措置（日本語参考訳）
一、农、林、牧、渔业 一、農業・林業・牧畜業・漁業		
1	小麦新品种选育和种子生产的中方股比不低于34%、玉米新品种选育和种子生产须由中方控股。	小麦の新品種の選育成および種子の生産の中国側の出資比率は34%を下回らず、とうもろこしの新品種の選育成および種子の生産は必ず中国側の持分支配でなければならない。
2	禁止投资中国稀有和特有的珍贵优良品种的研发、养殖、种植以及相关繁殖材料的生产（包括种植业、畜牧业、水产业的优良基因）。	中国の希少かつ特有な貴重・優良品種の研究開発・養殖・栽培および関連繁殖材料の生産（栽培業・牧畜業・水産業の優良遺伝子を含む）への投資を禁止。
3	禁止投资农作物、种畜禽、水产苗种转基因品种选育及其转基因种子（苗）生产。	農作物、繁殖用の家畜・家禽、水産苗種の遺伝子組み換え品種の選育成およびその遺伝子組み換え種子（苗）の生産への投資を禁止。
4	禁止投资中国管辖海域及内陆水域水产品捕捞。	中国管轄海域および内陸水域の水産品漁獲への投資を禁止。
二、采矿业 二、採鉱業		
5	禁止投资稀土、放射性矿产、钨勘查、开采及选矿。	レアアース・放射性鉱物・タングステンの探査・採掘および選鉱への投資を禁止。
三、电力、热力、燃气及水生产和供应业 三、電力・熱エネルギー・ガスおよび水の生産・供給業		
6	核电站的建设、经营须由中方控股。	原子力発電所の建設・経営は、必ず中国側の持分支配でなければならない。
四、批发和零售业 四、卸売および小売業		
7	禁止投资烟叶、卷烟、复烤烟叶及其他烟草制品的批发、零售。	葉タバコ・巻タバコ・再乾燥葉タバコ及びその他のタバコ製品の卸売・小売への投資を禁止。
五、交通运输、仓储和邮政业 五、交通運輸・倉庫保管および郵政業		
8	国内水上运输公司须由中方控股。	国内水上運輸会社は、必ず中国側の持分支配でなければならない。
9	公共航空运输公司须由中方控股，且一家外商及其关联企业投资比例不得超过25%，法定代表人须由中国籍公民担任。通用航空公司的法定代表人须由中国籍公民担任，其中农、林、渔业通用航空公司限于合资，其他通用航空公司限于中方控股。	公共航空運輸会社は、必ず中国側の持分支配でなければならない。かつ一社の外国企業およびその関連企業の投資比率は25%を超えてはならず、法定代表人は必ず中国籍公民が務めなければならない。一般航空会社の法定代表人は必ず中国籍公民が務めなければならない。このうち農業・林業・漁業の一般航空会社は合弁に限定し、その他の一般航空会社は中国側の持分支配に限定。
10	民用机场的建设、经营须由中方相对控股。外方不得参与建设、运营机场塔台。	民間空港の建設・経営は、必ず中国側の相対持分支配でなければならない。外国側は、空港の管制塔の建設・経営に参与してはならない。
11	禁止投资邮政公司、信件的国内快递业务。	郵政企業・郵便物の国内速達業務への投資を禁止。
六、信息传输、软件和信息技术服务业 六、情報配信・ソフトウェアおよび情報技術サービス業		
12	电信公司：限于中国入世承诺开放的电信业务，增值电信业务的外资股比不超过50%（电子商务、国内多方通信、存储转发类、呼叫中心除外），基础电信业务须由中方控股。	電信会社：中国がWTO加盟時に開放を承諾した電信業務に限定、付加価値電信業務の外資出資比率は50%を超えず（電子商取引・国内マルチ通信・データ保存転送類・コールセンターを除く）、基礎電信業務は必ず中国側の持分支配でなければならない。
13	禁止投资互联网新闻信息服务、网络出版服务、网络视听节目服务、互联网文化经营（音乐除外）、互联网公众发布信息服务（上述服务中，中国入世承诺中已开放的内容除外）。	インターネット報道情報サービス・インターネット出版サービス・インターネット視聴番組サービス・インターネット文化経営（音楽を除く）・インターネット公衆情報公布サービスへの投資を禁止（上述のサービスの内、中国がWTO加盟時にすでに開放を承諾した内容を除く）。

七、租赁和商务服务业 七、リースおよびビジネスサービス業		
14	禁止投资中国法律事务（提供有关中国法律环境影响的信息除外），不得成为国内律师事务所合伙人。	中国の法律事務所への投資を禁止し（中国の法律環境に影響する情報の提供を除く）、国内弁護士事務所のパートナーになってはならない。
15	市场调查限于合资，其中广播电视收听、收视调查须由中方控股。	市場調査は合弁に限定し、このうちラジオ・テレビの視聴率調査は必ず中国側の持分支配でなければならない。
16	禁止投资社会调查。	社会調査への投資を禁止。
八、科学研究和技术服务业 八、科学研究および技術サービス業		
17	禁止投资人体干细胞、基因诊断与治疗技术开发和应用。	人体幹細胞・遺伝子診断および治療技術の開発および応用への投資を禁止。
18	禁止投资人文社会科学研究机构。	人文社会科学研究機関への投資を禁止。
19	禁止投资大地测量、海洋测绘、测绘航空摄影、地面移动测量、行政区域界线测绘、地形图、世界政区地图、全国政区地图、省级及以下政区地图、全国性教学地图、地方性教学地图、真三维地图和导航电子地图编制、区域性的地质填图、矿产地质、地球物理、地球化学、水文地质、环境地质、地质灾害、遥感地质等调查（矿业权人在其矿业权范围内开展工作不受此特别管理措施限制）。	大地の測量・海洋の測量作図・測量作図航空撮影・地上移動測量・行政区域境界線の測量作図、地形図・世界行政区地図・全国行政区地図・省級およびそれ以下の行政区地図・全国教学地図・地方教学地図、3D地図およびナビゲーション電子地図の編制、地域性の地質調査図・鉱物地質・地球物理・地球化学・水文地質・環境地質・地質災害・地質リモートセンシングなどの調査への投資を禁止（鉱業権を有する者がその鉱業権の範囲内で行う業務は特別管理措置の制限を受けない）。
九、教育 九、教育		
20	学前、普通高中和高等教育机构限于中外合作办学，须由中方主导（校长或者主要行政负责人应当具有中国国籍，理事会、董事会或者联合管理委员会的中方组成人员不得少于1/2）。	就学前・普通高校及び高等教育機関は、中外合作による学校運営に限定し、必ず中国側主導でなければならない（校長もしくは主要行政責任者は中国国籍を有していなければならない）。理事会・董事会もしくは連合管理委員会の中国側メンバーは1/2を下回ってはならない。
21	禁止投资义务教育机构、宗教教育机构。	義務教育機関・宗教教育機関への投資を禁止。
十、卫生和社会工作 十、衛生および社会業務		
22	医疗机构限于合资。	医療機関は合弁に限定。
十一、文化、体育和娱乐业 十一、文化・スポーツおよび娯楽業		
23	禁止投资新闻机构（包括但不限于通讯社）。	報道機関（通信社を含むがこれに限らない）への投資を禁止。
24	禁止投资图书、报纸、期刊、音像制品和电子出版物的编辑、出版、制作业务。	図書、新聞、定期刊行物、音声・映像製品及び電子出版物の編集・出版・制作業務への投資を禁止。
25	禁止投资各级广播电台（站）、电视台（站）、广播电视频道（率）、广播电视传输覆盖网（发射台、转播台、广播电视卫星、卫星上行站、卫星收转站、微波站、监测台及有线广播电视传输覆盖网等），禁止从事广播电视视频点播业务和卫星电视广播地面接收设施安装服务。	各級のラジオ局（ステーション）、テレビ局（ステーション）、ラジオ・テレビチャンネル（周波数）、ラジオ・テレビ放送ネットワーク（送信局、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星アップリンク局、衛星受信の中継ステーション、マイクロ波中継ステーション、モニタリング局および有線ラジオテレビ放送ネットワークなど）への投資を禁止し、ラジオ・テレビ視聴オンデマンド業務および衛星テレビ・ラジオ地上受信設備の設置サービスへの従事を禁止。
26	禁止投资广播电视节目制作经营（含引进业务）公司。	ラジオ・テレビ番組の制作経営（誘致業務を含む）会社への投資を禁止。
27	禁止投资电影制作公司、发行公司、院线公司以及电影引进业务。	映画制作会社・配給会社・映画館チェーン会社および映画誘致業務への投資を禁止。
28	禁止投资文物拍卖的拍卖公司、文物商店和国有文物博物馆。	文化財競売の競売会社・骨董品店および国有文化財の博物館への投資を禁止。
29	禁止投资文艺表演团体。	文芸公演団体への投資を禁止。